

新潟県における建設業の社会保険等加入対策について

1 これまで実施した対策

(1) 入札参加資格申請での条件化

平成28・29年度の入札参加資格申請から、社会保険等の加入を必須条件としたため、入札参加資格者業者の社会保険等未加入業者はゼロとなった。

(2) 施工体制台帳での確認

平成27年度から、施工体制台帳の確認で、下請会社が社会保険等未加入であることが判明した場合は、社会保険等担当部局へ通報することとした。

(3) 建設業許可・経営事項審査時の確認

平成24年度から、建設業許可、経営事項審査の審査時に、社会保険等未加入が確認された場合は、社会保険等担当部局へ通報することとしている。

2 県発注工事における対策（平成30年7月～）

建設工事請負基準約款を改正し、平成30年7月1日以降、新たに締結する建設工事の契約において、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）未加入業者を下請契約の相手方としてはならないこととした。

約款に違反した場合には、指名停止や工事成績評定での減点の措置を実施する。

<参考>本県の公共工事に従事する建設企業の社会保険加入状況

	企業別 加入率（全国順位）	労働者別 加入率（全国順位）
新潟県	97%（24位）	87%（18位）
<参考：全国>	97%	85%

（H30.3.14国交省公表公共事業労務費調査より：29年10月時点。国・都道府県、政令市等の公共工事に従事する建設労働者対象）

<参考>国土交通省の対応

- ・国交省では、担い手の確保や、関係法令を遵守している企業が競争上不利にならないため、平成24年度から、社会保険未加入対策を推進

○直轄工事では、平成29年4月から、元請、全下請について社会保険加入業者に限定

○国では、平成29年7月に公共工事標準請負契約約款を改正し、元請に対し下請を社会保険加入業者に限定する旨規定し、地方公共団体へ対策実施を働きかけ

	対象	対策（元請に対する措置）
H26. 8月～	一次下請（金額制限あり）	制裁金、指名停止、工事成績評点減点
H27. 8月～	一次下請（金額制限なし）	〃
H29. 4月～	全下請（金額制限なし）	〃（二次以下加入指導の猶予期間あり）

新潟県発注工事を受注する建設業者の皆様へ

県発注工事では、社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とすることができません。

○新潟県では、建設工事請負基準約款を改正し、平成30年7月1日以降、新たに締結する建設工事の契約において、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）未加入業者を下請契約（※）の相手方としてはならないこととします。

ただし、社会保険等に加入義務のない方は、加入しているものとみなします。

また、健康保険被保険者適用除外の承認を受け、建設国保等に加入している場合は健康保険に加入していることとなります。（※2）

（※） 受注者が直接契約する一次下請契約のことをいう。

（※2） 社会保険等の加入については、新潟県ホームページ「建設企業向け総合情報ガイド」から御覧ください。

また、どの保険に加入すべきかわからない場合には、個別に最寄りの年金事務所（健康保険、厚生年金保険）、ハローワーク（雇用保険）等にお問い合わせください。

○対象となる下請業者は、建設業法による建設業許可を有する業者で、社会保険等の加入が義務付けられている方です。（提出していただく施工体制台帳により、下請業者の社会保険等加入状況を確認します。）

○特別な事情（※3）があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とすることができますが、一定期間内に加入手続きを行う必要があります。

（※3）「特別な事情」とは、例えば、災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術等を必要とする工事で、そうした技術を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられます。

○違反した場合には、契約違反として、受注者に対して指名停止措置等を実施します。

—問い合わせ先—

新潟県土木部監理課建設業室
電話 025-280-5386